住所　横浜市西区浜松町８番４―501号
洪正行　平成元年２月15日生
住所　横浜市西区浜松町８番４―501号
洪禎浩　平成３年12月21日生
住所　神奈川県平塚市代官町６番５号
ピン・リム　昭和57年８月30日生
住所　神奈川県伊勢原市坂戸748番地４
孫峰茗　昭和49年10月28日生
住所　北九州市小倉北区大手町13番13―808号
張健　昭和63年12月13日生
住所　福岡市博多区堅粕４丁目２番４―205号
秦瑞　昭和57年９月16日生
住所　名古屋市中区新栄１丁目30番13号
王宇飛　昭和57年10月２日生
住所　千葉県市川市相之川３丁目15番16―410号
王宇峰　昭和53年11月30日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目７番18号
ロビルソン・リョウ・カマダ　昭和49年９月８日生
カシア・パチスタ・カマダ　平成３年９月５日生
住所　東京都葛飾区東新小岩８丁目26番６―204号
孫治延　昭和53年12月19日生
張詩琪　平成23年２月27日生
住所　東京都武蔵村山市残堀４丁目142番地21
ジャナキ・ジャヤラクスミ・ヘワパラナ　昭和38年９月11日生
ランパティ・デワヤラゲ・ヒカル・プールナカ　平成８年８月12日生
ランパティ・デワヤラゲ・アユミ・プールニカ　平成12年４月10日生
住所　東京都府中市南町４丁目40番地１
張世鑾　昭和42年６月10日生
張恒星　平成９年２月11日生
張恒源　平成19年５月17日生
住所　広島県呉市焼山北３丁目36番14号
カレン・フエレナンデス・イトウ　昭和54年４月５日生
住所　広島市中区吉島新町２丁目27番17―302号
陳雪　平成元年11月28日生
住所　岡山市北区中原463番地８
尹秀紅　昭和44年12月27日生
住所　神戸市中央区籠池通３丁目７番４号
韓樹群　昭和44年12月29日生
住所　神戸市中央区北野町２丁目４番５号
曽友俐　平成元年７月13日生
住所　兵庫県尼崎市元浜町１丁目61番地
金奉徳　昭和46年３月４日生
郭春惠　昭和48年４月１日生
金宗隆　平成12年３月28日生
金信隆　平成14年２月15日生
住所　大阪市生野区巽東２丁目18番23号
鄭錦花　昭和48年５月25日生
住所　岡山県倉敷市南町１番37号
斉世英　昭和55年８月５日生
住所　静岡県裾野市茶畑508番地１
ザイラ・ステファニー・ビルカ・ヒガシダ　平成２年10月12日生
住所　千葉県習志野市鷺沼台３丁目１番22号
朱瀚　平成２年２月16日生
住所　福島県会津若松市中央３丁目２番９―603号
黄涛　昭和52年９月16日生

○外務省告示第三百五十三号

マレーシア政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十四年九月二十七日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年十二月二十七日にマレーシアについて効力を生ずる。

（平成二十四年九月二十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年十月三十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百五十四号

マレーシア政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十四年九月二十七日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年十二月二十七日にマレーシアについて効力を生ずる。

（平成二十四年九月二十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年十月三十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省告示第三百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十月三十一日

財務大臣　城島　正光

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	二一トン
四	一二、六九五トン
五	八九三トン
六	八トン
七	一五トン
八	一二トン
九	一八、八四二トン
一〇	三、三八三トン
一一	七、七二七トン
一二	四〇、五三七トン
一三	三、〇四四、三八二トン
一四	六一八、六三〇トン
一四の二	二九六、二六八トン
一五	二九二トン
一六	七、四六四トン
一七	八一、四七一トン
一八	八、七八二トン
一九	八一四トン
二〇	二八四トン
二一	一一、〇六二トン
二二	四九九トン
二三	二、七五〇トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	二、〇〇三トン
二七	六、五七二トン
二八	一トン
二九	二七九トン

○財務省告示第三百四十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十月三十一日

財務大臣　城島　正光

平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万三千四十八トン

二　冷凍牛肉　十五万七千九百五トン

○財務省告示第三百四十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十月三十一日

財務大臣　城島　正光

平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十五万六千八十三トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十五万六千百一トン